

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年12月23日 17時30分ごろ
発生場所	徳島県阿南市蒲生田岬東南東方沖 蒲生田岬灯台から真方位123°1,260m付近 (概位 北緯33°49.7′ 東経134°45.6′)
事故の概要	貨物船第八栄隆丸は、南南西進中、浅所に乗り揚げた。 第八栄隆丸は、船首船底部に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月19日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八栄隆丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	135584、泉洋汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士A、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首船底部に凹損等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 4、視程 約500m 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、蒲生田岬東方沖を航行中、雨で視程が約500mに制限された。 航海士Aは、船首方の海面に漁具を示す白色の灯火2個を認め、右転して同灯火を左舷に見て通過した。 航海士Aは、船首方に白波が立っているのを認め、波と潮流の影響で三角波が立っているのではないかと考えながら南南西進中、浅所に乗り揚げた。
分析	本船は、雨で視界が制限された状況下、航海士Aが、船首方に漁具を示す灯火を認めて避航した際、船位の確認を行わなかったことから、浅所に向首していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、雨で視界が制限された状況下、航海士Aが、船首方に漁具を示す灯火を認めて避航した際、船位の確認を行わなかったため、本船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・当直中、定期的に船位の確認を行うこと。